

行政刷新会議ワーキングチーム 「事業仕分け」第1WG

日 時：平成21年11月12日（木）

事業番号：1-9

項 目 名：まちづくり関連事業（市街地再開発事業、都市・地域交通戦略推進事業、都市再生推進事業、まちづくり交付金、みなと振興交付金）

内閣府 行政刷新会議事務局

○出席者

進行役：井澤進行役

評価者：寺田衆議院議員、津川衆議院議員

青木評価者、安念評価者、石渡（進）評価者、内田評価者、川本評価者
辻評価者、福嶋評価者、政野評価者

説明者：国土交通省 加藤都市・地域整備局長、林田港湾局長、栗田まちづくり推進課長、望月市街地整備課長、松井街路交通施設課長、井上住宅市街地建築課長、高橋計画課長

財務省 井上主計局主計官

○井澤進行役 おはようございます。時間になりましたので第1グループを始めさせていただきますけれども、その前に今日のとりまとめ役でございます津川議員の方からごあいさつをお願いいたします。

○津川衆議院議員 皆様、おはようございます。津川祥吾でございます。連日お疲れ様でございます。今日も大変長丁場になりますが、是非仕分け人の皆様方、そして説明者の皆様方、どうぞよろしくをお願いいたします。

本当に多くの皆様方に注目をしていただいている仕分け作業でございます。本日、来場していただいているらっしゃる皆様方以外にも多くの方に見ていただいているということで、緊張感を持って真剣に仕分け作業に取り組んでいただければと思うところでございます。よろしくをお願いいたします。

○井澤進行役 ありがとうございます。それでは、昨日もありましたけれども、私の方から簡単に流れを確認させていただきます。

まず、事業の説明を説明者の方から約5分程度でお願いいたします。その冒頭に説明者の方の自己紹介をお願いいたします。

それが終わりましたら、主計局から当該事業の論点や考え方について説明をさせていただきます。これが大体3～5分。それが終わりましたら、とりまとめ役であります津川議員から、事業を選定した背景や主な論点等について提示をさせていただきます。それが終わりますと約40分、質疑、議論ということになります。評価シートに記入が約3分でございます。ただ、3分ですと短いものですから、評価者の方は40分過ぎの応答の最中にも記入をお願いいたします。

それが終わりますと、とりまとめ役で評価シートをとりまとめして集約します。その際に廃止が何名、改善が何名ということを発表させていただいた後に、とりまとめ役の方から票決結果についてのコメントをいただきます。流れ的には以上でございます。

今日は8事業でございます。まず最初にまちづくり関連事業でございます。説明の準備はよろしいでしょうか。それでは、始めさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○説明者（国土交通省） おはようございます。都市・地域整備局長の加藤でございます。

私の方からは、まず1-9の(1)~(4)「まちづくり関連事業」について御説明を一括してさせていただきたいと存じます。

まず全体的にお話しをいたしますと、これも皆様御案内のとおり、まちづくりとか都市づくりというのは、公共団体ですとか民間事業者の皆さんですとか、地権者の皆さん、それらの方々が主体となって行われるものでございますが、目指すべき市街地像なり整備の目的ですとか、現地の土地利用の状況ですとか、権利者の関係ですとか、これは地区ごとにさまざまでございます。したがって、さまざまな課題、それぞれの地区の抱える課題、実情に応じて、最も適当な整備手法あるいは支援メニューを事業主体である地方公共団体等が選び取って、国はそれに対して補助制度により支援をするという仕組みになっております。

まず、一番目に、市街地再開発事業について御説明をさせていただきたいと思っております。市街地再開発事業でございますが、この事業は老朽建築物が多くて災害の発生のおそれが高い密集市街地などにおきまして行われる事業でございます。細分化されている敷地を統合化いたしまして、不燃化された共同建築物をつくる、それに合わせて周辺に一体的に公園とか広場とかといったような公共施設整備を行うものでございます。これを通じて、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を支援するという補助制度でございます。

22年度の概算要求額は、6ページ、再開発事業のところでございますが、公共団体からの要望額を踏まえ230億の要求をさせていただいております。

7ページ、2枚目の事業/制度の自己評価の欄をごらんいただきたいと思います。再開発事業につきましては、これまでも密集市街地の整備改善ですとか、地方都市の中心市街地の活性化など、まちづくりの中で一定の効果を発揮してきておりまして、今後の支援要望も多く寄せられておりますけれども、利害調整のプロセスを経てやっと事業化に至ったものですとか、建物の完成や公共施設の供用が間近であるものなど支援の必要性、緊急性が高いものに限り絞りまして精査をいたしまして要求をさせていただいております。

8ページ、都市再生推進事業でございます。都市再生推進事業でございますが、この事業は産業構造の転換により生じた大規模な工場跡地等の遊休地の有効利用、災害危険度が高いまま残っている密集市街地の解消ですとか、街区単位のエネルギーの効率的利用など、社会経済の構造の変化に対応して、活力のある都市を形づくるための都市再生を実現するというために行う基盤整備を支援するという事業でございます。

22年度の概算要求額は、公共団体からの要望も踏まえまして、約130億の要求をさせていただいております。

2枚目の事業/制度の自己評価でございますが、これまでの取組みにより大規模工場跡地の土地利用転換ですとか、密集市街地の整備について一定の成果が上がっておりまして、今後につきましても大規模あるいは権利関係が複雑な地区の特性などから、事業に長期間を要する場合が多いため、公共団体からの支援要望は引き続き高いわけですが、支援の必

要性、緊急性が高いものを精査いたしまして要求しているところでございます。

次に都市・地域交通戦略関係について御説明をいたします。都市・地域交通戦略事業につきましては、徒歩、自転車、公共交通など多様な交通モデルに対応した総合的な交通体系が策定されている地区を対象といたしまして、LRTの整備ですとか、LRTの軌道、停留所などの公共交通施設の整備ですとか、駅やバスターミナルの交通結節点における歩行者道路ですとか、広場整備といった事業を支援する補助制度でございます。

要求額は25億1,000万余でございます。

この事業は、少子高齢化社会におきます交通弱者の移動確保等の課題に対応するためには、総合的な土地交通対策に取り組む必要があるという考え方でございますけれども、交通対策を進める際には、LRTですとか交通結節点の整備をいたしますと、都市内の公共交通の在り方に大きな改善を伴うものでございます。

また、交通事業者等の関係者も多い、事業費も大きいということになりますので、関係者間の協議、調整が調った段階の適切なタイミングで国が支援するということが交通事業者からも期待されておりました、先進事例が成功いたしまして、効果が出るにしたいがままにして、公共団体からの要望も強く寄せられているというところでございます。

最後に、まちづくり交付金の関係でございますが、このまちづくり交付金につきましては、地域主権のまちづくりを実現可能にする基礎的な制度ということで、市町村が創意工夫を生かして作成し、公表いたします総合的なまちづくりの計画に基づきまして、国が事業費のおおむね4割を交付して支援をしようとするものであります。

計画では市町村が自ら中心市街地のにぎわいの創出ですとか、地域資源、観光資源などもそうですが、いろいろ活用して地域の特性にふさわしいまちづくりをしようという目標を具体的に定めまして、3年ないし5年間で目標の達成のために実施する事業、例えば道路ですとか公園ですとかそういうインフラ整備のほかに、社会実験などのソフト事業を含む事業などを位置づけることが可能となっております。

平成22年度の概算要求額は、1,300億円でございます。

これは2枚目のシートの特記事項にもあるとおり、継続を含めて全国で1,000を超える実施地区数がある中で、市町村の財政状況等の実態を踏まえた年度ごとの執行見込みを勘案しながら額を厳しく精査したところであります。

まちづくりを総合的に進めるためには、時に集中的に事業が起こりまして、それに取り組むという必要がありますけれども、それに伴いまして一時的に大きな財政負担が市町村に対してかかるということになりますものですから、それを国が支援を行うということが必要だと考えております。

まちづくり交付金は、計画に位置づけられた幅広い事業を包括的に支援する汎用性の高い仕組みでございまして、計画策定と事業構成の裁量性が高く、市町村からも非常に高い評価を受けていると考えておりました、これは一括交付金の考え方にも沿ったものではないかと考えております。

以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

○井澤進行役 ありがとうございます。それでは、主計局より論点と考え方を。

まだありますか。済みません。

○説明者（国土交通省） 国土交通省の港湾局長、林田でございます。私の方から交付金の一環として14ページ、15ページに施策・事業シートをお示しさせていただいております。18ページと19ページには参考資料として具体的な事業の御紹介をしております。

14ページ、15ページをごらんいただきますと、このみなと振興交付金の特徴は、14ページの事業／制度概要にありますように、港湾所在市町村が計画をつくり、かつ事業として港湾管理者のみならず港湾所在の市町村も事業主体になり得るところがポイントでございます。

そもそもこの交付金は、通常の港湾の補助事業ではカバーしきれないような施設について、港湾所在地元市町村から要望が強いような施設整備を行っているという観点でございます。

具体的に18ページをごらんいただきたいと思います。左側の写真は北海道網走港の観光交流拠点施設、デッキでございます。右側に人が立っている部分がございますが、こういったものを網走市の提案事業として、この提案事業を含めて基幹的な事業と合わせて実施をしているというものでございます。

左にありますのが、同じく北海道稚内港の旅客を守る屋根ということで、屋根付きの歩道でございます。こういったものも地元の市町村、この場合には稚内市の御提案によりまして事業として実施をするというものでございます。

もう一つ、19ページに広島県の大崎上島町の3つの港湾におきます振興交付金の事例でございます。この3つの港と本土側を結ぶそれぞれについて航路がございますが、こういった航路を使って通勤、通学、通院、買物等々で住民が移動される、あるいは観光客が訪れるというようなことがございまして、こういった方々の需要に対応するために、係留施設として浮き桟橋のような簡便なものを整備しつつ、旅客の上屋でありますとか、情報案内板、これは地域の観光スポットでありますとか公共施設といったものの所在を示す看板を設置するというような事業を実施しております。

以上です。

○井澤進行役 ありがとうございます。

それでは、引き続き、主計局より論点と考え方についてお願いいたします。

○財務省 主計局の公共事業担当主計官の井上と申します。それでは、御説明します。冊子の20ページでございます。今、御説明のありました一連の交付金全体として1つのシート、1つの合計金額で計上しております。

1、市町村の実施するまちづくり関連事業につきまして、今、御説明があったそれぞれ個別の補助制度、総合的な支援制度でまちづくり交付金、港湾所在市町村でございます港の振興を通じた地域活性化ということでございますが、同じように防波堤、航路等々に加

えて、さまざまな都市に関する施設整備ができるみなと振興交付金、これが存在しておるわけでありませう。

21 ページに資料 1、資料 2 という格好でコンパクトにそれぞれの補助制度を並べて記載させていただいております。これを御覧いただきながらでございますが、2 のところを申し上げます。それぞれ国の施策としていろんな特別な立法、特別な施策としてできた経緯があると承知しております。ただ、結論としていずれの事業も市町村における、言わば中心的な機能を有する一体の整備という目的の点では類似をしている。実際に行われる事業も類似している、それぞれ微妙にできる事業、できない事情はあろうかと思いますが、言ってみれば、道路、広場、公園等の整備に配分が集中しやすいという点も共通であろうかと思っております。

こうした点を踏まえますと、制度の重複を避けると、それぞれ縦割りでいろんなメニューが選ばれているという重複を避けるということで、予算の削減が相当できるのではないかと我々としては考えております。

構想日本の現場の声の中でも、交付金は非常に使い勝手がいいけれども、既存の補助制度と内容が重複している。そういったものを比較検討しながら見ていく必要があるという御意見があります。

実際に 4 でございますが、21 年度の個別の補助制度、みなと振興交付金と同時にまちづくり交付金を交付された市町村はどのぐらいあるのかということで、資料 3 でございます。ざっと見てみますと、それぞれ上から暮らし・にぎわい再生事業とまちづくり、都市交通とまちづくり、みなと振興交付金とまちづくり、都市区画整理事業とまちづくり、市街地再開発とまちづくり、それぞれ 7～8 割同じ市町村に交付をされておるという格好になっております。

こういった状況にかんがみまして、まちづくり交付金及びそれぞれの法律等々に基づく補助制度を可能な限り統合して、一元的に箇所の選定やメニュー等々をなるべく選んでいただく。箇所の重点化を図っていただくということで予算の圧縮ができるのではないかと。

まちづくり交付金自体についても今回大幅に要求額を削減しておられますけれども、本当に必要性の高い事業に対する支援になっているのかという点を再度よくチェックをしていただく必要があろうかと思っております。

備考 1 でありますけれども、統一的に縦割りでない格好で箇所を選定することで、例えば 10% 重複解除ができれば当然その分無駄がなくなって予算も切れていくといった性格のものであろうかと思っております。

以上であります。

○井澤進行役 ありがとうございます。

それでは、事業の選定の背景と論点を津川議員からよろしく願いいたします。

○津川衆議院議員 今回の事業仕分けの選定の中に、他省庁、それぞれの省庁の重複というものが 1 つのポイントとしてございました。その中で今回まちづくり関連事業とくくら

せていただいたんですが、これは1つの省庁の中でありますが、それぞれの課とか局によって、悪い言葉かもしれませんが縦割りになっているのがあるのではないかと、類似性があるのではないかと、そういったところが1つ選定の背景でございます。

論点として、今も御指摘がありました、並立をする補助制度を統合する、あるいは整理をするということができないか、交付金との重複が見られるのではないかとといったところに非効率、いわゆる無駄があるのではないかとということがポイント。

もう一つですが、説明者からも要望が強いというようにお話がございましたが、そもそもまちづくりということをもう少しかみ砕くと、このまちをよくしたいという思いだと思います。このまちをよくしたいという思いとこの補助金、交付金で実際に行われている事業との間に若干ずれが実は発生しているのではないかとという問題意識もございます。

この補助金、交付金制度でまちづくりを支援するというやり方の制度上の問題点あるいは限界があるのではないかとといったところが1つの論点になるのではないのかなと思っております。

どういった支援が具体的に理想的なのかということまでは今回なかなか詰められないかと思いますが、現行のこの制度、このまま続ける方がいいのか、見直しの余地があるのか、そういったところで御議論をいただければと思うところでございます。よろしく願いいたします。

○井澤進行役 ありがとうございます。質疑に入る前に報告させていただきます。青いヘッドフォンの調子が悪いということなので、できればスピーカーからの音声をメインにしたいということでございます。ですから、なるべく昨日と違ってマイクを近付けて説明をお願いしますし、質疑もそれでもよろしく願いいたします。

それでは、質疑に入りたいと思います。評価者の方、御質問をお願いいたします。

では、福島さん、どうぞ。

○福島評価者 1つの論点で重なっているということがありますが、最初に私が申し上げたいのは、まちづくり交付金自体の問題なんです。これは自治体が自由度を高めて計画をつくれることになったということですが、それ自体も本当の自由度がどうかという問題は別にして、自由度は高まったけれども、責任は自治体にいていないんです。つまり、自治体にとっては依然としてもらった方が得なお金なんです。自分の税金を工夫してやるとかそういうことではなくて、とにかく交付金はもらった方が得だということで、そうすると、その辺は一括交付金と全く違うところだと思うんですが、結局実態を見ていると、無駄な公共事業の温床になっているのではないかと気がします。

少しだけ例を出しますが、ある市では、平面の駅前広場の整備計画を議会でも了承されていた。そのときの費用は11億円だった。ところが、まちづくり交付金を使って一般車の送迎場を地下にすることにした。地下の送迎場をつくることにしたということで、事業費が30億以上に拡大したということなんです。

ところがそれで史跡を壊すということにもなって、訴訟が起こったり、市民から11万

人も署名が集まってこの計画はやめろ、見直せという要望も出てきている。何が正しいかは外の者が安易にその市の事業をどうこうということはできませんけれども、まちづくり交付金があったから突然こういう計画になったんです。

別の市では、最近できた駅前の公共ビルの隣にまちづくり交付金を使って、まちづくり交付金のメインの事業は駅の自由通路なんですけれども、更にそれに付属させて、最近できた新しい公共ビルの隣に観光のインフォメーションセンターをつくることにした。もともとは新しくできた公共ビルの中に何とか入れ込もうと思っていたけれども、まちづくり交付金で自由通路に加えてビルの隣に新しくまたハコモノをつくることにした。

更に周辺に農産物の直売所のアンテナショップで実験的にやっていた。それが必ずしもうまくいっていないのに、これもまちづくり交付金に入れて本格的な直売所を整備しようという計画もある。

つまり、とにかくまちづくり計画をつくったら、個々に審査をせず一括して交付金が来るので、まちづくり計画に何でもいっぱい入れ込んだ方が得だということに実態としてなっていると思います。

そういう実態というのはどういうふうに認識をされているのでしょうか。

○井澤進行役 どうぞ。

○説明者（国土交通省） 今のお話のように、まちづくり交付金については市町村に計画をつくっていただいてそれぞれやっただくんですが、実は計画をつくる際にも事前に評価をして、計画が実際終わったときにも事後チェックをすることになっています。

例えばまちづくり交付金があるからといって不要不急なものをつくると、結果は地元の公共団体の皆様に跳ね返ってくるわけです。先ほど申し上げましたが、まちづくり交付金自体は事業費のおおむね4割の額を交付いたします。そうしますと、地元で本当に必要なもの、だからこそ6割の負担をしてでも是非やってみよう、しかもハコモノでありますと後々維持管理がかかるわけです。そういうことについては基本的には地元で十分お話をさせていただいて、その計画を練り上げたものでこれは是非やりたいというものになって私どもの方に上がってきて、それを支援していると私どもは受け止めています。

○福島評価者 ですから、地元でよく話し合っというといいけれども、そのものが必要ないかどうかというのは安易に外からは言えません。ただ、自治体が自分の税金でやるのだったら、あるいは本当に限られた財源でやるのだったらやらないようなものがまちづくり交付金でまちづくり計画の中に入れると交付金が来るからといって、平面の駅前整備の計画だったのが地下送迎場をつくることになったとか、新しくできた公共ビルの中に入れる工夫を考えていたはずなのに、建物をまた隣につくることにしたとか、そういうようにどんどん入れ込んでいる。

地元で十分話し合っというといいけれども、市民も何となく疑問だけれども、自治体の行政からの説明で、これは国から交付金が来るからできるだけこの計画に入れた方がいいんですという話になる。議会の方も、まちづくり計画一括で審査をしないといけないので、

個々の事業に疑問があっても何となく議会もチェックしづらくなっていく、議論しづらくなっていく。最後に議会が決定するにしても、まとめて反対というわけにもいかない、重要な事業にいっぱいいろんなものが組み込んでいるというようなことがあると思うんです。

それはどう考えているのかということです。

○井澤進行役 どうぞ。

○説明者（国土交通省） 担当課長でございます。今、福島評価者の御指摘、多々感じる場所がございます。まちづくり交付金の1つの大きなセールスポイントといたしまして、例えば提案事業があるということではなかなか既存の支援制度ではできなかったものが市町村に対しても支援ができるということは1つのセールスポイントであることは確かであります。現にそのことにつきまして多くの市町村から御評価もいただいているということも事実ではありますけれども、一方、そこに行き過ぎた面があるのではないかとというような御指摘があることも多々ございます。

一つひとつ、これも平成16年度に始まりました新しい仕組みですから、新しい仕組みとしてやるに際しましていろいろなその都度の問題にぶち当たっていることも確かであります。

先ほどハコモノについての御指摘がございました。我々はそのことにつきましても幾つかの問題意識がある事例に直面いたしまして、昨年でありますけれども、私の名前の通知でハコモノ施設について無駄や非効率が生じないように十分事前に確認をしてくださいますように市町村にお願いの文書を出しております。具体的には、近隣に機能を代替できる既存の施設がないかとかということでは精査してほしい、供用後の有効活用ということがされるように、着工までに運営計画が明確になるようなものに限ってほしいということをお願いしております。

このまちづくり交付金のシステム自身、市町村の発意に基づきまして、国もそれを受け止めて、国が大きな方向を示しながらその中で受け止めて国が支援するということであります。自由度が高い反面、きっちりとそれを評価するシステムが極めて大事な部分かと思えます。

○福島評価者 その評価はだれがするんですか。

○説明者（国土交通省） 市町村の皆さんに、まず一つひとつの要素事業としてB/C的な評価が可能なものについてはそういただきます。先ほどおっしゃったようなハコモノ的なものはB/C的な評価になじまないものがございます。それにつきましては、全体の事業費がこうである、それに対しましての受益者に単位当たりの負担というのはおおむねこうでありますといったようなことを市町村から公表していただきまして、それに対しましてのアンケートをいただくみたいなことでそれを補完したりする場合がございます。

勿論、きっちりと事後評価みたいな格好で我々もそれを見させていただくといったような格好でございますが、そういった仕組みとそれを住民の皆さんに開いていただくという透明性、客観性が非常に大事な部分かと思えます。基本的に市町村にまず評価いただきま

して、我々もそれをメタでチェックさせていただくというような仕組みになっている、そういう改善を重ねながらやっていくべき部分だと思います。

○井澤進行役 どうぞ。

○福嶋評価者 実態として、非常に市民が意見を言いづらい、議会も今まで以上に審査しづらいものになっているという面があるんです。

これはまちづくり交付金でもらった方が得で何でも入れ込めばもらえるという構造自体の問題です。今、いろんなちゃんとやってくださいという通知を出したとか、最後、事後審査はちゃんとしますとか、審査を厳格化しますということもおっしゃっていますね。でも、それはまたまちづくり交付金の趣旨とは違うのではないですか。本当にそれが有効なものかどうかとか、ちゃんと地域で有効に活かされたかどうかというのは、皆さんが審査することではなくて、自治体が決めることだし、自治体の住民が判断することですね。そもそも皆さんがやることではないはずなんです。だから、矛盾するんです。

これはもう自治体に財源も移して、交付金などと言って皆さんが審査して皆さんが出すのではなくて、自治体自体に財源を移して自治体の判断でやればこんなことは起こらないんです。自治体が自分で本当に自由に使えるお金としてもともと税やあるいは一括交付金という形で来れば、こんな事業はやらないんです。本当に必要なものをみんなで考える市民が考えて、自治体が判断するということになるんだと思います。

○井澤進行役 簡単にコメントをお願いいたします。

○説明者（国土交通省） それに関して言いますと、先ほど課長からも言いましたが、国としても都市政策を社会経済状況の変化に応じて都市政策としてはこういう方向でまちづくりを進めるべきであるという問題提起を出す必要があるといつも持ち続けているわけです。そういう問題提起に応える形で、勿論、まちづくりは公共団体の皆さんが判断をしてやるわけですが、その際にやる気のあるところが一時的に大きな財源がかかってなかなか踏み切れない、そういう踏み切れない事態に対応して、国としても必要な支援策を準備しておく、それで後押しをすることが必要。

○福嶋評価者 昨日から自治体に財源を移すという話になると、一時的に費用がかかるので自治体では担えないから国が国がという説明をあらゆるもので繰り返されているんです。

一つひとつ見ると、その分野で自治体が整備するときはお金がかかるから一時的に1つの自治体で負担できないと言われますが、そういうものがいっぱいあるんですから、みんなまとめて移せば、昨日も自治体に移すという判断をしたものが幾つもあります。まとめて移せば自治体として平準化しますから、自治体が計画的にやれるんです。

○説明者（国土交通省） ただ、先ほど申し上げましたように、国としても都市政策の方向付けとしては、例えば大都市問題ですと国際競争力のある都市を築いていくとか、地方都市ですとそれぞれの地方都市の特性を生かしたまちづくりを積極的に進めてもらいたい、そういうことが国の意思としてあるものですから、そういう国の意思の発現を支援するというのでしょうか、そういうこととして。

○福嶋評価者 実際とは離れています。

○説明者（国土交通省） 補助制度として構成をされている。

○井澤進行役 わかりました。今回は5事業が1つになっていますので、まちづくり交付金だけの議論ではございません。ですから、そこら辺は評価者の方もシートにもし個々に事業がということであれば記入をお願いします。ただ、コメント欄が短いです。ですから、もしできれば裏にでも書いていただいても結構です。済みません、冒頭に言えばよかったですけれども。

青木さん、お願いします。

○青木評価者 そう言われているにもかかわらず、まちづくり交付金で申し訳ないんですが、これはどなたに御質問すればいいのか悩みつつというところもあるんですけども、解決策として、勿論、福嶋評価者がおっしゃったように税源移譲できればそれにこしたことはない。格差是正の必要は多少出るにしても、税源移譲できればすべて解決できるんでしょうけれども、その前の段階としてそこまでいけるかどうかの段階としてお伺いしたいのは、もともとこれは財源的に言いますと道路特財ですね。その用途拡大部分をまちづくり交付金に変えてきた経緯がありますね。つまり、用途を限定していたものをどんどん使い道を広げてきていて、それと並行して従来型の補助金があるという形になってくると、今いろいろ御指摘されているように、ある意味理論的に言えば重複するのは逆に言うところ前みたいなどころになるわけです。

これは主計局の方にお伺いしてもいいのかわかりませんが、論点のところでは箇所付けを重点化しろということになりますと、今まで交付金化というか使い道を自由にして、地方にとって使い勝手をよくしてきたものの考えとは変わってしまうわけですね。そうすると、これをどう解決すればいいのか。このところが難しいのかなと。

○井澤進行役 要は重複ですね。それに対して主計局の方からありますでしょうか。

○財務省 これは全部まとめて統合すればいいというものでもないのはおっしゃるとおりだと思います。ものによってまちづくり交付金の中に入れ込むということもあるでしょうし、弊害是正は別途必要ですが、そうではなくていろいろ重なっている個別補助金で似て非なると言うところ怒られますけれども、そういったものを統合していくということもあると思うんです。

ないしは、個別の補助金は個別の法律に基づいてでき上がっている点がありますから、形としてはそれぞれの補助金だとしても、実際の採択をするとか選んでいくときに当たって、役所の中でばらばらに選ぶのではなくて、1つの統一的な目で無駄を排除する目で選んでいただく。そういう工夫だけでもお金の削減は全然違ってくると思います。そういったことも含めて申し上げております。

○青木評価者 もっと現実に、最後にお伺いしたいのは、今のような理論的ないろんな難しい問題と現実の査定局の御意見と、それを受けて何か工夫されているのかどうか。これは当然考えればわかるはずですね。

○井澤進行役 どうぞ。

○説明者（国土交通省） まずまちづくり交付金の最初の財源のところでございますが、道路特定財源ですべて占めておりましたという経緯でもございませんで、一部勿論当たってはおりました。ただ、全数ということではなくて、ごく一部であったかと思えます。ですから、成り立ちはそういうことであるということをお説明申し上げさせて、勿論、道路特定財源は現在、特定財源制度としてございませんで、全く別の論点で、今日的には見るべきところかと思っています。

事業の重複の面でございます。勿論、当たり前のことですけれども、誤解のないように申し上げますと、特定の施設に国のある1つの施設に複数の国の支援が当たっている、これは当然ないわけでございますね。これは勿論のことです。

今日の21ページで御提示をいただきましたまちづくり交付金から見た重複率というところでございますけれども、これも市町村単位でとっていただいておりますが、現実にはまちづくり交付金の地区というのも市町村のごく一部の地区でとっています。ほかの制度もそうでございます。そういう意味で見ますと、私が今ぱっとわかります範囲で申しますと、この21ページの資料3の表の上から2段目の都市交通システム整備費ですとか、下から2番目の都市再生区画整理事業といったものがまちづくり交付金と同じ地区で別個の事業として採択、実施されているということは極めてまれであろうと思えます。

現実に国の支援事業をあてがう上に当たってどう調整しているかということをおまちづくり交付金の側から一言申し上げますと、まちづくり交付金にあてがうための計画を市町村から出していただきます。まちづくり交付金をあてがう事業は勿論列記いただきます。道路、公園とか、提案事業でいただきます。そのときにその地区で併せて行われる関連事業も列記いただいております。その関連事業には、例えば別の国の支援があてがわれる事業が書かれることもあります。国の支援がない地方公共団体の単独事業としてこういう事業をここではやって、トータルとして効果を上げたいということが書かれる場合もあります。

つまり、使われる市町村の側からこの部分にはまちづくり交付金を使うぞと、この部分には別途の支援制度を使うと、その方が使い勝手がいいとか。

○井澤進行役 要は重複していないということによろしいですか。

○説明者（国土交通省） はい。運用上の努力もいたしておりますということでございます。

○井澤進行役 運用上の努力というか、重複はしていないから、逆に言うとその重複を避けるような工夫はしていませんということによろしいでしょうか。今の御説明ですと重複はしていないということですね。

○説明者（国土交通省） 制度上のメニューの重複はありますけれども、公共団体に使いこなしていただいていると、そのための運用上の工夫もしておるという認識を申し上げます。

○井澤進行役 それに対しては主計局は何かありますか。簡単をお願いします。

○財務省 当然今も工夫はされていると思いますが、実際にはまだまだやっていたく余地は十分あるのではないかというのは私の意見であります。

○井澤進行役 わかりました。

では、政野さん、どうぞ。

○政野評価者 まちづくり関連事業ということで、2,886億でまとめられていると思うんですけども、これを全部見ますと、バブルに向かうころから、小泉改革で勝ち組の町をどんどん活性化していくという平成16年のところまで、ありとあらゆる予算を付けていく仕組みをつけてきたというのがあると思うんです。この都市・地域整備局さんがやるべき本来業務というのは、例えば国の役割を限定して行って国の予算をどんどん縮減していくという観点から考えると、やはり根拠法としては都市計画法と建築基準法に仕事を絞るべきだと思うんです。

例えばですけれども、先ほど福嶋さんがおっしゃった、福山市の駅前の例だと思いますが、都市再生特別措置法の47条、46条というのを根拠にされていますが、福嶋さんがおっしゃったように、46条は都市再生整備計画というのをつくるわけですが、まちづくりの計画をつくっているにもかかわらず、すぐ数年後にもう一回変更して増額をしてということで、融通無碍で便利ということで評価が高い。だけれども、議会もチェックがしにくいということで自治もしっかりしなければということもあるんです。

言いたいのは、根拠の47条に予算の範囲内で交付金を交付することができるということです。ですので、今回は予算がないということで、自治体に移すというよりも、むしろまちづくりの本来の法律に基づく業務である都市計画法と建築基準法以外に根拠を持つ今回の2,886億円、全部カットするべきだと思うんです。もしくは凍結をしてしっかりと必要性を見直すということをするべきだと思うんです。

これをもし2,886億円カットした場合、何か困ることがあるかということだけ教えてください。それぞれ短くお願いします。5つです。非常に短くお願いします。

○井澤進行役 どうぞ。

○説明者(国土交通省) もともと今はましになりました都市計画法、基準法というのは、計画をつくる体系で都市計画をどういうふうにして決めるか、都市計画の制限をどうかけるかというのが都市計画法であります。それを受けて俗に集団規定と言っておりますが、建築基準法の集団規定で都市計画の実現を妨げるような土地利用を制限するとか、そういったのが基本的な役割分担になっております。

したがって、都市計画の中では、都市計画は3種ありまして、土地利用と事業と施設計画とあるわけですが、その計画をどうつくるかというのが都市計画であります。それぞれの事業をどう進めるかというのは個別の事業法なりで基本的には決まっている。

○政野評価者 それは自治体に任せればいいことだと思いますので、次をお願いします。もういいです。次の方をお願いします。

○説明者（国土交通省） 私が言います。事業を全部やめたらどうなるかというお話がありました。例えば再開発事業で言いますと、現に今、建物、再開発建築物が建っているのでありますが、予算がいなくなると途中で止まります。そうなりますとどうなりますかと言いますと、例えば再開発で言いますと、権利床。

○政野評価者 何が。

○説明者（国土交通省） 床。細分化されていた土地を建物の床に置き換えるわけですが、その床がいつまで経ってもこないということになりますと、その人の生活再建のめどが立たなくなる、遅れてしまうというような典型的な要因が発生すると思います。

○政野評価者 それでは、みなと振興はいかがですか。

○説明者（国土交通省） みなと振興交付金のことについて、今の廃止をという。

○政野評価者 廃止の質問です。全部十把一からげで 2,886 億円すべて皆さんが今日説明したものを止めた場合に何か困ることがあるかどうか。

○説明者（国土交通省） 私どものシートの方にも書かせていただいておりますけれども、来年度約 15 億円の要求をさせていただいておりますが、これは継続の事業になっておりまして、既に採択をさせていただいて施設整備を進めているものでございますので、どういうステージに個々の事業としてあるのかということの見極めは必要かと思っております。建物をつくっている途中ですとかそういうものですと難しいということでございます。

○政野評価者 わかりました。

○井澤進行役 石渡さん、どうぞ。

○政野評価者 済みません、もう一個。そうすると、例えば経過措置などを付けて整理していくという手続が自治体の方できちんとできればそれでよろしいわけですねという理解をしました。それだけです。

○石渡評価者 これはそもそも、例えば交付金に関して言えば補助率というのがあって、4割出すからやりますという話で先ほど福島さんがおっしゃったような無駄なことが起きていたりとかということがあるのかもしれないと思います。

そういう意味で言うと、ではもっと補助率を下げればいいのかとか、補助率が高い状態でもっと厳格に審査すればいいのかとか、いろんな方向性があると思いますけれども、厳格に審査するとなると、結局地方自治という部分で本質が崩れてきてしまうとかそれは地域の方で考えるべきことだしという意味で言うと、やはりこういう形で地域振興だったりとか都市開発みたいなことを行うことに対する制度的な限界が来ているのではないかな。逆に補助率を下げてしまったらもうそんなではできませんとやってやらなくなってしまうわけですから、そういう意味で言うところの制度の立て付けを変えなければいけない。しかも、結構いろいろ重なっているものが多い。

前もヒアリングのときにお伺いしましたがけれども、結局手法の違いによってお金の付き方も違ったりとか、このシートを見ている市街地整備とかと違っておいても結局大規模あいている所をどうのこうのと、あいている所をやるのか、それとも混んでいる所を直

すのとかというのが混在していたりとか非常にわかりづらい形になっている。やはり立て付けを直さなければいけない。そういう意味で言うと、やはり先ほど福嶋さんがおっしゃったような方向の解決しかないと思うんですが、全体として継続事業としてこれはもう止められないんですという部分、継続事業でも止められるものはあると思いますけれども、そういう感じでいったときに、一くくりにして申し訳ないんですが、継続事業でかかっている金額の全体を教えてください。

プラス、その中でも審査の余地がある、要素があるのかどうかについてお伺いしたいと思います。

○井澤進行役 よろしく申し上げます。

○説明者（国土交通省） 石渡委員がおっしゃったことは我々も日々悩んでいるところですが、まず最後のところの端的なお答えの部分から申し上げたいと思います。2,800億ベースの数字を持ち合わせませんで、私、まちづくり交付金の担当の1,300億ベースで申し上げさせていただきます。

来年度要求の1,300億に対して、継続がおよそ9割程度とさせていただければいいと思います。新規が1割程度とさせていただければいいと思います。そういうことでありますので、勿論いろんな額についての御判断のありようもあると思いますけれども、継続のところは5年計画的なものを出していただいて、計画的にやっていますので大変それに対する影響というのは、それがもしも変わる話になると影響が大きいと思います。

新規につきましても、全く何も地元でお話がないということではありませんで、福嶋委員もおっしゃいましたけれども、計画をつくるに当たっては住民の人への説明とかそういうことがあります。我々のところにお話をいただくときには相当地元でのそういう外に開いたお話が進んでいる場合が一般であります。ですから、そこについても相当な影響というのがあろうかと思えます。我々、まちづくり交付金につきまして4割減の要求にしています。これは相当現場の状況を積み上げ、そこを精査したものとして出しているつもりでございます。

少し立ち戻りまして、4割国の負担があるからそういうことで無駄が起きているのではないかということかと思えますが、今の公共団体の財政を考えますと、4割出しても6割は自分で出さなければいけない。相当そこは無駄が出るような財政状況ではないと思えますし、このシステムの中でも公表するだとかチェックするだとかいろいろ内在させておりますので、そこはそういうことは安易に起きないと思っておりますが、なお努力すべきところ、改善すべきところがあればしていきたいと思っております。

○井澤進行役 みなと振興もありますか。

○説明者（国土交通省） みなと振興交付金の場合で具体的な数字を申し上げますと、現在採択をさせていただいている計画の予定計画交付額が94億3,900万でございます。この事業は平成19年度から始めておりまして、19、20、21の3年度で約半分の47億5,500万を交付しております。したがって、約半分ぐらいが残事業の交付額として残ってい

るという状況でございます。

○井澤進行役 50%が継続事業だということによろしいですか。

○説明者（国土交通省） 全部が継続事業なんですけど、交付額としては半分くらいを既に交付しておりますという意味でございます。

○井澤進行役 まちづくり交付金については9割は継続事業ということによろしいですね。

○説明者（国土交通省） はい。

○井澤進行役 関連でどうぞ。

○福島評価者 9割継続事業というと途中でやめられないと何となく受け止めてしまえますけれども、これは3年とか5年の計画であって、いろんな事業を入れ込んでいるわけですね。だから、先ほど私が例に出した、これはまだ実行されていせんから実際の例とは違うんですが、例えばで使うと、それは自由通路はもう着工されていて、その途中で止めたならそれは無理だという話になるかもしれないけれども、それはその計画自体が仮にまちづくり計画自体は継続中であっても、公共ビルの隣にまたハコモノをつくるインフォメーションセンターはまだ着工していませんとかそういうことはたくさんあるんです。

アンテナショップでうまくいっていない直売所の本格実施はまだやられていませんというものはありますから、精査すればその9割ということではないですねという確認でよろしいですね。

○井澤進行役 主計局からコメントがあれば。

○財務省 数字の話だけです。2,880とおっしゃったのは、多分私のシートの21年度の合計額を指されておっしゃっていると思います。22年度の要求額が2,886億に対して1,821億、その確認だけです。

○説明者（国土交通省） 今、私が申し上げた数字は、お話があるような部分部分に割っていったレベルのものまで勘案して申し上げてはおりません。地区単位でさっとまとめて継続案件として9割だということを申し上げております。

○井澤進行役 わかりました。

それでは、辻さん、どうぞ。

○辻評価者 個別補助金しかなかった時代に比べて、まち交ができて事業が進めやすくなったと思っています。その中で、緊急避難的に個別補助金があってまち交が並存するというのはわかるんですけれども、将来とも今の状況のようにまち交特別補助金を今のまま積極的に並存させていくという理由があるのか、ないしは将来もう少し見直しを考えているのか。特に昔からそうですけれども、法定再開発と民間再開発で主たる扱う局が違っていたりして、港湾地区と港湾と連続している市街地も基本的に扱う局が違っていたりして、少し相談をしづらい。ここら辺の統合をもっと図れないのか。

最後に、その中でも特に市街地再開発、法定再開発は必要性があっても昔の48年のスキームで大分変えてはきましたけれども、必要性があっても今のままだと事業が進まないのではないかと。その辺のところを今、この予算の中でどう考えているか、お聞かせいた

だきたいんです。

○説明者（国土交通省） お話のように、再開発は非常に時間がかかる話でして、特にこれは多分御指摘の点も御案内のところだと思いますが、権利者が相当いまして、権利調整自体に時間がかかる。そういう中でただ再開発を進めないと都市の防災性能が落ちるといようなこと、あるいはその土地柄にふさわしいような高度利用が図れないということでは是非進めていきたいと思っております。

そのとき私たちが何をやっているかということ、現場で実際に再開発の担当に当たられている人、そういう方々からいろいろ意見をお伺いして、毎年度少しでも事業が進む、あるいは地元の人と権利調整が円滑に進むような手立てはないかということで毎年度予算の額を要求したり、予算制度の要求を改正したりしているんです。これについては、引き続き努めていきたいと考えているんですが、最終的にどういう姿にするのかというのは、今後引き続き必要だと思っております。

まちづくり交付金と他の個別の補助制度は、機関が違う、主体が違う、目的が違う、事業規模が違うといったようなそれぞれ特性があるわけですが、その特性を乗り越えて、本当に公共団体の皆さんが扱い勝手のいいものがどういう方向にあるのかということは引き続き検討してみたいと思っております。

○井澤進行役 担当の統合についてはどうですか。今、言われたのでありましたね。

○辻評価者 部局です。

○井澤進行役 検討するかしないかでもいいと思います。

○説明者（国土交通省） 部局は永遠の検討課題になっております。

○説明者（国土交通省） みなと振興交付金の方を担当している者でございますけれども、これは論点シートの1番にも記述がございますけれども、みなと振興交付金の対象になっております事業のうち、基幹事業については、実は通常の港湾整備事業でも実施可能な部分がございますので、そういう部分については通常の補助制度で執行可能かと思っております。

提案事業の方も、論点シートに書いてございますけれども、中身によってまちづくり交付金等々との連携、統合は可能かと思っております。

○津川衆議院議員 今に関連させていただきたいんですけれども、先ほど加藤局長に踏み込んだ発言をしていただきました。まさにこの交付金とそれぞれの補助金、それぞれの意味合い、背景はあることはありながらもそういう説明はいただきましたが、それを乗り越えたところの検討はしていかなければいけない、部局についても同様だという話をさせていただいて、大変すばらしい、官僚の皆さんも発想がどんどん変わっていただいたなと思うんですが、私どもの政治的な考え方として皆さんも共有していただける部分が多いと思いますが、地域のことは地域で決めていこうと。

要するに、お金の無駄遣いをなくすというやり方の考え方として、自分が出した税金を自分たちで使い方を決めるというのが最も無駄がないだろうという基本的な考え方の中で、

地域の皆さんではそのお金を一番有効に自分たちが本当にやりたいことに使うことができるシステムとしてどうするべきかという議論が1つあると思うんです。

今、国としてこういうまちづくりを進めていただきたいといういろいろな話がありましたけれども、結局補助金のつきやすいところに誘導してしまっているという弊害とかさまざまな問題でいろんな指摘があると思う。

一括交付とか税源移譲という将来的な部分も示していただいて、我々もそういったところに持っていかなければいけないと思っているんですが、そういったところに持っていったときに国としてまちづくりとしてこういうことをしていただきたい、例えば安全性の問題ですとか環境の問題という部分について、その縛りについては法律である程度縛る部分が可能ではないかと私も考えているんですが、例えば権利の調整というのがなかなか難しい、確かにそうです。でも、これは法律的な手当で何とか可能だと思います。あるいは計画を立てなければいけないのも法律的な手当で何とか可能だと思います。

ですからお金を付けるということでまちづくりの在り方を誘導するのではなくて、金額については一括交付、税源移譲という方向に持っていくのであるならば、国としてこういったまちづくりの最低ライン、ガイドラインは示したいという部分について法律的に誘導するということが可能かどうかということを経済で、せつかく踏み込んだ発言をしていただいた局長でございますので、見解をいただければと思います。

○説明者（国土交通省） せつかくでございますので発言させていただきます。私は確かに今とりまとめ役の津川先生がおっしゃられたとおり、法律的な枠組みをもって今後の都市づくりの方向性を国が手続面も含めて制度的に手当をするということも1つ必要だと思っています。ただ、それだけで本当に国が是非こういう町をつくってほしい、例えば先ほど言いましたけれども、都市づくりに当たってこういう方向で進めてほしいというときに、そういう規制とか計画手続の枠組みだけで本当にうまくいくのだろうかという疑問を持っていて、一方ではそうした取組みに仮に後押しするような財政的な支援措置ですとか税制上の仕組みですとか、そういうのも併せて両輪でやっていかないと現実的にはその都市の改変というのはいかにうまくいかないのかなというのが素直に思っているところでもあります。

○井澤進行役 時間もそろそろなので、シートの方の記入をお願いします。

では、寺田さん、どうぞ。

○寺田衆議院議員 私は津川先生ほどお優しくなくて、正直部局の統合に関しては永遠の検討課題だと言われたことに関しては非常に遺憾に思っておりますし、それこそがある意味縦割り行政の象徴的なお言葉だなと思っていますし、これからの検討課題として非常に大きな問題があると思っています。

まちづくり交付金の話に戻しますが、福嶋評価者が言われたことの論点というのは、まさしく今回の事業仕分けの1つの焦点でもあると思っています。まちづくりという地方自治の根幹を成すことに関して国が財政的な意味で関与しているわけです。勿論、

これは自由に使っていいですということまで渡して、事業の間のお金の付け方は自由ですし、事業間の移動も自由だと。かなり交付金として使い勝手はいいものなんですと言いながらやはりお金を渡していつているという関係にあると思っています。

財源をどうやって移していくのかという議論は、大変難しい問題があったり技術的な問題があったり時間がかかったりするかもしれませんが、私たちが判断しなければいけないのは、地方のまちづくりに関して国がこういう形で関与していいのかどうかということ私たちが結論を出さなければいけないと思っています。

ですので、私たちは本当にこれが自治体に財源を移譲して自由にやってくださいという仕組みにするのか、それともこれからも国が補助金として関与するべきなのかということ議論しなければいけない場だと思っています。

大きくくりな話になって申し訳ないんですが、本当にこのような形でまちづくりに関与しなければならない理由というのはあるのでしょうか。

○説明者（国土交通省） お答え申し上げます。それは先ほども申しましたが、国としてまちづくりに取り組むテーマがあると、国としての都市政策を是非こうしてもらいたい。

○寺田衆議院議員 自治体に自由に任せるんでしょう。

○説明者（国土交通省） ですから、それは国としての政策意図があると申し上げたかったわけです。

○寺田衆議院議員 先ほど国際化がどうこうとかと言われてましたけれども、そんなものは地方に言わせれば勝手なことを言うなという話です。自治体として自由なまちづくりをしたいのであれば全部任せればいいわけです。財源も任せればいいわけです。それを国がこんな形で関与するからこそ、先ほど福嶋評価者が言われたような、ある意味自分たちの考えを1歩のり代を越えたような事業が膨らんでしまって財政的にも問題になっていることがあるわけです。

国がこのような形で自由だと言いながら、片方では国としてもやってもらいたいまちづくりがあるんだとは、完全に矛盾しています。その点に関してこういうような仕組みでこれからも国が関与する必要性がまちづくりにあるのかどうかということをしつかりと御答弁いただきたいと思います。

○説明者（国土交通省） 繰り返しになって恐縮ですが、国としてまちづくりに対して、今後こうしてもらいたいという政策的な意図は絶えず私たちとしては持ち続けたいし、持つ必要があると考えております。

その意味で、政策意図を実現する上で、勿論、個々の市町村に押し付けるということはやってはいけないしできないと思っていますけれども。

○寺田衆議院議員 では、どうやって誘導するんですか。

○説明者（国土交通省） こういうまちづくりの方向を是非やってはどうでしょうかという問題提起を絶えずして、それに沿うようなまちづくりを是非やりたいと思っているけれども、財源的になかなかそれがうまく進まない、それで何とか支援をしてほしいというこ

とで支援をしている。

○寺田衆議院議員 地方にとってみると大きなお世話だと思うんです。財源はしっかりと手当をするような手はずができるのであれば、地方がそれなりに自分たちで生きていくすべを考えるとと思います。国がそういうような政策誘導をする必要はないと思うんですが、いかがですか。

○福嶋評価者 国が政策的に意図を持つということと、まちづくり交付金がなければいけないという話は別です。まちづくり交付金の中身は明らかに自治体がやることなんです。

自治体にとって評判がいいとか好評だとおっしゃっていますが、本当にそこにいる市民から好評だということでは必ずしもないです。

私は自治体に講演に行くことはいっぱいあるんですが、市民団体とか行政から呼ばれていくことも多いですけども、市民から呼ばれて行ったときに、うちの市はまたこういうハコモノをつくるので何か疑問なんですとか、困っているんですという話で、ではその財源は何ですかというまじづくり交付金ですというのがすごく多いんです。本当に市民から好評なのかどうかはちゃんと精査された方がいいです。

○井澤進行役 時間もあれなので、質疑はこの辺にさせていただきます。

○政野評価者 済みません、関連でお願いします。

○井澤進行役 では、短めに。

○政野評価者 先ほど、部局の統合ということをちらっとおっしゃられたのは思わず口が漏れたというか、それがこの事業の本音というか、根拠だと思うんです。

市街地再開発事業に従事しているのが 34 名、都市・地域交通に従事されている方は 25 名で、都市再生推進事業に 40 名、まちづくり交付金に 27 名で、みなと振興交付金は部局が港湾局ですので違いますけれども、今言った合計の数の職員の方々の給与も全部国民の税金なわけですね。この人たちを全部この人材と財源をむしろカットして、地方に本当に任せるということが重要だと思うんです。全部まとめてで。

○井澤進行役 何かコメントがあれば。

○説明者（国土交通省） いろいろな御意見をちょうだいしております。まちづくりに国が関与するのにつきましても、局長が申し上げたことに尽きておりますので、我々としての立場はそうであるということをもう繰り返し私がもう上げることは避けたいと思います。

やり方の問題として、財政上の支援ということがございます。福嶋評価者からもいろんなことをパッケージでやるということで自治体において平準化されるではないか。このやり方についても相当私たちの現実感として本当にできますでしょうかと、小さい団体になればなるほど現実に普通建設事業費が平年度 10 億円、まちづくり交付金などを使っただけでそれに単年度で 10 億もオンされる。そういった現実を私たちは見ております。そういったときに有効に使っていただいているというようなところを現実として見ておりますので、制度の改善ということは日々たゆまず取り組んでいきたいと思っておりますけれども、現実論として今そこまでの議論ができるかというところ、ステージとしては違う

局面にあるのではないかというのが私たちの考えでございます。

○寺田衆議院議員 その点に関してだけ簡単にお伺いしたいんですけども、御省の資料を見ていますと、今、財政的に弱いところはそれでは大変なんだと言いますけれども、このまちづくり交付金の支出をしているところの約98%が政令市とか中核市とかです。ほとんど町村とかそういう財政的に弱いところには出ていないんです。今の言っていることに関しては、実績としては余り実行されていないんですが、いかがですか。

○説明者（国土交通省） これまで実績として1,700市町村ごとにストックとして交付実績がございます。今やっているところは1,200ぐらいですけども、人口10万以下の市町村で使っていただいているのが約600市町村でございます。

ですから、非常に大きいところというのは。

○寺田衆議院議員 御省が出している資料を基に話しているので、あなたたちの区切り方で私は今話しているだけです。

○説明者（国土交通省） 実態としては今申し上げたのが数字でございます。

○井澤進行役 では、最後の質問で、川本さん、お願いします。

○川本評価者 済みません。素朴な質問で恐縮なんですけれども、先ほど福嶋さんの御質問に対して無駄がないかどうか、内容の精査をしてほしいというお願いをしているというお答えがありました。それは文書でやっていらっしゃるということでもよろしいですか。

○説明者（国土交通省） ハコモノについてのお話を申し上げましたのは、平成20年に文書でしております。

○川本評価者 そうしますと、課長は御着任はいつですか。今年の6月ですか。

○説明者（国土交通省） 私でございますか。今年の7月です。

○川本評価者 この半年間で1,300億円の予算を計上しておられるんですけども、何箇所お訪ねになりましたか。

○説明者（国土交通省） 現地へですか。

○川本評価者 現地へ何箇所、何回ぐらい。

○説明者（国土交通省） 申し上げるほどの箇所数ではありません。

○川本評価者 実際に行かれたところはありますか。

○説明者（国土交通省） ありますが、申し上げるほどの箇所数ではありません。わずかです。

○川本評価者 わかりました。

○井澤進行役 よろしいですか。それでは、時間も過ぎまして申し訳ありません。シートの記入をお願いいたします。

○井澤進行役 お待たせしました。票決結果及びコメントにつきましては、津川議員からよろしくお願いいたします。

○津川衆議院議員 票決結果を申し上げます。1番、廃止された方が3名、経過措置も必要というコメントをされている方がありました。2番の自治体、民間の判断という方が6

名、1番の廃止の方と重複の方がいらっしゃいます。予算要求の縮減、10%という方が1名、%が含まれていない、記名されていない方が1名いらっしゃいました。投票総数は10名であります。

結果といたしまして、当ワーキンググループといたしましては、この「まちづくり関連事業」の在り方につきまして、自治体、民間の判断に委ねるべきということを結論とさせていたいただきたいと思えます。

以上でございます。

○井澤進行役 ありがとうございます。それでは、まちづくり関連事業はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。